

『建礼門院右京大夫集』『源家長日記』

制限時間

30分

次の文章を読んで、後の問に答えよ。

〔I〕

建仁三年の年、霜月の二十日余りいく日の日やらむ、五条の三位入道俊成、九十に満つと聞かせおはしまして、院より賀賜はするに、贈り物の法服の装束の袈裟けさに、歌置かるべしとて、師光入道の娘、宮内卿の殿に歌は召されて、紫の糸にて、院の仰せごとにて、置きて参らせたりし。

ながらへてけさぞうれしき老いの波八千代をかけて君に仕へむ

とありしが、賜りたらむ人の歌にては、いま少し良かりぬべく、心のうちにおほえしかども、そのままに置くべきことなれば、置きてしを、^Y「けさぞ」の「ぞ」文字、「仕へむ」の「む」文字を、「や」と「よ」とになるべかりけるとて、^Xにはかにその夜になりて、二条殿へきと参るべきよし、^Z仰せごととて、範光の中納言の車とてあれば、参りて、文字二つ置き直して、^Aやがて賀もゆかしくて、夜もすがら候ひて見しに、昔のことおほえて、¹いみじく道の面目なのめならずおほえしかば、つとめて入道のもとへそのよし申しつかはす。

君ぞなほ今日より後も数ふべき九ここのかへりの十との行く末

〔『建礼門院右京大夫集』〕

〔Ⅱ〕

今年は建仁三年になむ侍る。その次の年の冬ごろに、限りあればはかなくなられにき。さばかり色にのみこそ染み深くものし給ひけむに、終はりも乱れざりけりとぞ聞こえ侍りし。あはれ、歌のたくみなりしさまはこの世にたぐひ少なくや侍りけむ。水無瀬殿に渡らせ給ひしころ、にはかに歌合ありて、八幡の若宮へ参らせ給ふこと侍りき。それ勅判にて侍りし。その御判の詞に、「俊成入道が申しき」と書かせ給ひて侍りしか、君もさほどに許し思し召いたりし、返す返すもありがたく見侍りし。されどその二郎の中將、おほかた劣らぬとぞ申しあへる。げに詠み口の劣りはえ見知り侍らず、下り立ちよろづに暗からぬ方は、いづくのけぢめには見え侍るべき。入道うせられて後、この人ものし給はずは、いかさまにせましとのみ思ひあへり。

（『源家長日記』）

〔注〕

- 俊成：藤原俊成。平安末期・鎌倉初期の歌人。 ○院：後鳥羽上皇。
- 賀：賀宴。長寿の祝い。
- 宮内卿の殿：後鳥羽院に仕えた女房で、当時の代表的歌人。
- 歌置かるべし：「置く」は、ここでは刺繍する、の意。筆者（建礼門院右京大夫）が命ぜられたのである。
- 二条殿：後鳥羽院の御所。
- 水無瀬殿：現在の大阪府三島郡にあった、後鳥羽院の離宮。
- 八幡の若宮：石清水八幡宮に付属する神社。
- 参らせ給ふ：歌合を奉納する。 ○勅判：歌合の判者が上皇であること。
- 二郎の中將：藤原定家。鎌倉時代前期の代表的歌人・歌学者。
- 下り立ち：熱心にする。 ○けぢめ：区別。優劣。

問一 波線部Xの和歌をYのように改めると、歌の意味はどのように変化するか、説明せよ。

問二 傍線部ア～エを、適宜言葉を補って、わかりやすく現代語訳せよ。

問三 二重傍線部「なられにき」を文法的に説明せよ。

問四 (A) 俊成が撰者として編纂した勅撰和歌集、(B) 院(後鳥羽上皇)の命によって二郎の中将(定家)らが編纂した勅撰和歌集の名称を、それぞれ漢字で記せ。

『建礼門院右京大夫集』『源家長日記』 解答欄

問一

問四	問三	問二			
		エ	ウ	イ	ア
A					
B					
3 × 2					
	8	6 × 4			

合格点
30点

50